



(1) 第 16806 号

(昭和 37 年 12 月 16 日 第三種郵便物認可)

10 月末までに掘削完了

湯船原の埋設物処理で小山町

【小山】小山町は、十五日に開かれた議会全員協議会の中で、同町上野の湯船原地区新産業集積エリアで新たに発見された埋設物の処理について、十月末までに工事を終えるとの見通しを明らかにした。

同エリアを巡っては昨年九月、進出企業による建設工事の最中に廃棄物などの埋設物約三百六十トンが見つかった。その処理について、協力事業者との間で結んだ土地売買契約などの既定に基づき、売主の責任として町の費用負担で今年五月に搬出作業が行われた。

処理費用は約一千四百万円で、工場用地対策工事負担金から支出した（七月二十五日に支払済み）。しかし、今年六月になって同じ場所から新たな埋設物が見つかったため、町はさらなる掘削工事を行うことになった。

この日の説明で当局側は、「掘削工事は十月末に完了する予定だが、埋設物がさらに発見される可能性もあるので、処理量が確定した後、議会十二月定例会に上程予定の補正予算で措置する」と述べた。

新たに発見された埋設物の処理に公費を投じる理由について、町は「法律上、土地売買契約書に瑕疵（かし）担保責任の条項が

なくとも損害賠償請求権の行使は可能だが、前の土地所有者にとつての公平性の確保から、今回のケースに限り、損害賠償を請求することの合理的説明が困難であり、弁護士と相談した結果、今回の埋設物に関する前土地所有者への請求は行わない」と説明した。

違法契約で無効

予算が無いのに工事を
違法

理解不能な説明